令和　　年　　月　　日

出　雲　市　長　　様

認可を受けようとする地縁による団体

の名称及び主たる事務所の所在地

名　称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏　名

住　所

認　可　申　請　書

地方自治法第２６０条の２第１項の規定により、不動産または不動産に関する権利等を保有するため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

１．規約

２．認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類

３．構成員の名簿

４．保有資産目録または保有予定資産目録

５．良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

６．申請者が代表者であることを証する書類

令和４年４月１日

**参 考 例**

出　雲　市　長　　様

認可を受けようとする地縁による団体

の名称及び主たる事務所の所在地

名　称　**いずも町内会**

所在地　**出雲市平成町１番地**

代表者の氏名及び住所

氏　名　**出　雲　太　郎**

住　所　**出雲市平成町１番地**

認　可　申　請　書

地方自治法第２６０条の２第１項の規定により、不動産または不動産に関する権利等を保有するため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

（別添書類）

１．規約

２．認可を申請することについて、総会で議決したことを証する書類

３．構成員の名簿

４．保有資産目録または保有予定資産目録

５．良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類

６．申請者が代表者であることを証する書類

**参 考 例**

いずも町内会規約

第１章　　総　則

　（目的）

第１条　本会は、以下に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

　(1)　回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡

　(2)　美化、清掃等区域内の環境の整備

　(3)　集会施設の維持管理

　(4)　スポーツ大会やレクリエーション等への参加

　(5)　区域内住民相互の懇親会

　(6)　その他目的を達成するために必要な活動

　（名称）

第２条　本会は、いずも町内会と称する。

　（区域）

第３条　本会の区域は、出雲市〇〇町〇〇番地から〇〇番地まで、〇〇番地及び〇〇番地までの区域とする。

　（事務所）

第４条　本会の主たる事務所は、出雲市〇〇町〇〇番地　〇〇集会所内（又は代表者の自宅）に置く。

　　　　　第２章　　会　員

　（会員）

第５条　本会の会員は、第３条に定める区域に住所を有する個人とする。

　（会費）

第６条　会員が納入する会費は、総会において別に定める。

　（入退会）

第７条　第３条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会をしようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

２　本会は、前項の入会申し込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

３　会員が次の各号の一に該当する場合には、退会したものとする。

　(1)　第３条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

　(2)　本人より別に定める退会届が会長に提出された場合

４　会員が死亡し、または失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

第３章　　役　員

　（役員の種別）

第８条　本会に、次の役員を置く。

　(1)　会　　長　　１人

　(2)　副会長 　　２人

　(3)　会計担当　　１人

　(4)　書記担当　　１人

　(5)　監　　事　　２人

　（役員の選任）

第９条　役員は、総会において、会員の中から選任する。

２　監事と会長、副会長、会計担当及び書記担当は、相互に兼ねることができない。

　（役員の職務）

第１０条　会長は、本会を代表し、会務を総括する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。

３　会計担当は、本会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。

４　書記担当は、会務を記録する。

５　監事は、次に掲げる業務を行う。

　(1)　本会の会計及び資産の状況を監査すること

　(2)　会長、副会長、会計担当及び書記担当の業務執行の状況を監査すること

　(3)　会計及び資産の状況または業務執行について不正の事実を発見したときは、これを総会に報告すること

　(4)　前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること

　（役員の任期）

第１１条　役員の任期は、〇年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

３　役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない。

　　　　　第４章　　総　会

　（総会の種別）

第１２条　本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

　（総会の構成）

第１３条　総会は、会員をもって構成する。

　（総会の権能）

第１４条　総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

　（総会の開催）

第１５条　通常総会は、毎年度決算終了後３か月以内に開催する。

２　臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

　(1) 会長が必要と認めたとき

　(2)　全会員の５分の１以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

　(3)　第１１条第５項第４号の規定により監事から開催の請求があったとき

　（総会の招集）

第１６条　総会は、会長が招集する。

２　会長は、前条第２項第２号及び第３号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から

３０日以内に臨時総会を招集しなければならない。

３　総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の５日前までに文書をもって通知しなければならない。

　（総会の議長）

第１７条　総会の議長は、会長がこれにあたる。

　（総会の定足数）

第１８条　総会は、総会員の２分の１以上の出席がなければ、開会することができない。

　（総会の議決）

第１９条　総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

　（会員の表決権）

第２０条　会員は、総会において各々１個の表決権を有する。

　（総会の書面表決等）

第２１条　止むを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、または他の会員を代理人として表決を委任することができる。

２　前項の場合において、第１９条及び第２０条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

　（総会の議事録）

第２２条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

　(1)　日時及び場所

　(2)　会員の現在数及び出席者数（前条の規定による会員を含む）

　(3)　開催目的、審議事項及び議決事項

　(4)　議事の経過の概要及びその結果

　(5)　議事録署名者の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名者２人以上が、署名押印をしなければならない。

　　　　　第５章　　役員会

　（役員会の構成)

第２３条　役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

　（役員会の権能）

第２４条　役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

　(1)　総会に付議すべき事項

　(2)　総会の議決した事項の執行に関する事項

　(3)　その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

　（役員会の招集等）

第２５条　役員会は、会長が必要と認めるときに招集する。

２　会長は、役員から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求があった日から１０日以内に役員会を招集しなければならない。

　（役員会の議長）

第２６条　役員会の議長は、会長がこれにあたる。

　（役員会の定足数等）

第２７条　役員会には、第１９条、第２０条、第２２条及び第２３条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と、それぞれ読み替えるものとする。

　　　　　第６章　　資産及び会計

　（資産の構成）

第２８条　本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

　(1)　別に定める財産目録記載の資産

　(2)　会　費

　(3)　活動に伴う収入

　(4)　資産から生ずる果実

　(5)　その他の収入

　（資産の管理）

第２９条　本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

　（資産の処分）

第３０条　本会の資産で第２９条第１号に掲げるものを処分し、または担保に供するときには、総会において総会員の４分の３以上の議決を要する。

　（経費の支弁）

第３１条　本会の経費は、資産をもって支弁する。

　（事業計画及び予算）

第３２条　本会の事業計画及び予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経て定めなければならない。これを変更するときも同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決を経ていないときは、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

　（事業報告及び決算）

第３３条　本会の事業報告及び決算は、会長が作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後３箇月以内に総会の承認を受けなければならない。

　（会計年度）

第３４条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる。

　　　　　第７章　　規約の変更及び解散

　（規約の変更）

第３５条　この規約は、総会において総会員の４分の３以上の承認を得、かつ、出雲市長の認可を受けなければ変更することができない。

　（解散）

第３６条　本会は、地方自治法（昭和２２年４月１７日法律第６７号）第２６０条の２０の規定により解散する。

２　総会の議決に基づいて解散するときは、総会員の４分の３以上の承諾を得なければならない。

　（残余財産の処分）

第３７条　本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の４分の３以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

　　　　　第８章　　雑　則

　（備付け帳簿及び書類）

第３８条　本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

　（委任）

第３９条　この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

　　　附　則

１　この規約は、令和〇年４月１日から施行する。

２　本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第３３条の規定にかかわらず、設立総会において定めるところによる。

３　本会の設立初年度の役員の任期は、第１２条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から令和〇年３月３１日までとする。

４　本会の設立初年度の会計年度は、第３５条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から令和〇年３月３１日までとする。

いずも町内会臨時総会　議事録

**参 考 例**

１．開催日時　　　令和４年３月２７日（日）午後８時

２．開催場所　　　出雲市平成町６番地　　南　山　花　子　　宅

３．出席者数　　　町内会員１００人中、出席者１００名（内７５名委任状）

４．審議事項　第１号議案　地縁による団体の認可申請の可否について

第２号議案　地縁による団体の名称について

第３号議案　地縁による団体の代表者の選任について

　　　　　　　第４号議案　地縁による団体の区域の決定について

　　　　　　　第５号議案　地縁による団体の規約の決定について

　　　　　　　第６号議案　地縁による団体の構成員の確定について

第７号議案　地縁による団体の保有資産及び保有予定資産の確定について

５．議事録署名者　　　出雲市平成町４番地　神戸川四郎

　　　　　　　　　　　出雲市平成町５番地　北山五郎

６．議　　　　長　　　町内会長 　斐伊川次郎

７．審議の結果　　　　付議した第１号議案から第７号議案について、全会一致で下記のとおり可決した。

第１号議案：地縁による団体の認可申請の可否について

　認可申請する。

第２号議案：地縁による団体の名称について

　いずも町内会と称する。

第３号議案：地縁による団体の代表者の選任について

　いずも町内会の代表者（会長）に、出雲太郎氏を選出する。

第４号議案：地縁による団体の区域の決定について

　別添認可申請書（案）のとおりとする。

第５号議案：地縁による団体の規約の決定について

　別添認可申請書（案）のとおりとする。

第６号議案：地縁による団体の構成員の確定について

　別添認可申請書（案）のとおりとする。

第７号議案：地縁による団体の保有資産及び保有予定資産の確定について

　別添認可申請書（案）のとおりとする。

　上記を証するため、署名する。

　　　　令和４年３月２７日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　議　　長　　　　**斐伊川次郎**

議事録署名者　　**神戸川四郎**

　　　　　　　　　　　議事録署名者　　**北山　五郎**

承　諾　書

手書きで！

令和　　年　　月　　日に開催された　　　　　　　総会において、地縁による団体である　　　　　　　　代表者として選出されました。

ついては、選出により代表者となることを承諾します。

令和　　年　　月　　日

承　諾　書

**参 考 例**

令和４年３月２７日に開催されたいずも町内会総会において、地縁による団体であるいずも町内会代表者として選出されました。

ついては、選出により代表者となることを承諾します。

同じ日付にしてください。

令和４年３月２７日

出雲市平成町１番地

出　雲　太　郎

手書きで！

構 成 員 名 簿

団体の名称

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 住　　　所 | 氏　名 | No | 住　　　所 | 氏　名 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  | 合計　　　人 | | |
|  |  |  |

**参 考 例**

構 成 員 名 簿

団体の名称　いずも町内会

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 住　　　所 | 氏　名 | No | 住　　　所 | 氏　名 |
| 1 | 出雲市平成町１番地 | 出雲太郎 | 22 | ・・・・・・・ | ・・・・ |
| 2 | 〃 | 出雲○○ | 23 | ・・・・・・・ | ・・・・ |
| 3 | 〃 | 出雲△△ | 24 | ・・・・・・・ | ・・・・ |
| 4 | 〃 | 出雲□□ | 25 | ・・・・・・・ | ・・・・ |
| 5 | 出雲市平成町２番地 | 斐伊川次郎 |  | ・・・・・・・ | ・・・・ |
| 6 | 〃 | 斐伊川○○ |  | ・・・・・・・ | ・・・・ |
| 7 | 〃 | 斐伊川△△ |  | ・・・・・・・ | ・・・・ |
| 8 | 出雲市平成町３番地 | 高瀬川三郎 |  | ・・・・・・・ | ・・・・ |
| 9 | 〃 | 高瀬川○○ |  | ・・・・・・・ | ・・・・ |
| 10 | 〃 | 高瀬川△△ |  | ・・・・・・・ | ・・・・ |
| 11 | 〃 | 高瀬川□□ |  | ・・・・・・・ | ・・・・ |
| 12 | 〃 | 高瀬川◇◇ |  | ・・・・・・・ | ・・・・ |
| 13 | ・・・・・・・ | ・・・・ |  | ・・・・・・・ | ・・・・ |
| 14 | ・・・・・・・ | ・・・・ | 95 | ・・・・・・・ | ・・・・ |
| 15 | ・・・・・・・ | ・・・・ | 96 | ・・・・・・・ | ・・・・ |
| 16 | ・・・・・・・ | ・・・・ | 97 | ・・・・・・・ | ・・・・ |
| 17 | ・・・・・・・ | ・・・・ | 98 |  |  |
| 18 | ・・・・・・・ | ・・・・ | 99 |  |  |
| 19 | ・・・・・・・ | ・・・・ | 100 |  |  |
| 20 | ・・・・・・・ | ・・・・ | 合計　１００人 | | |
| 21 | ・・・・・・・ | ・・・・ |

保 有 資 産 目 録

団体の名称

令和　　年　　月　　日現在

１．不動産

　所有権を有する不動産

　　ア　建　物

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名　　　称 | 延床面積 | 所　　在　　地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

　　イ　土　地

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 地　　　目 | 面　　積 | 所　　在　　地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

２．不動産に関する権利等

　(1)　所有権以外の権原により保有している不動産

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 権　　　原 | 不動産の種類 | 所　　在　　地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

　(2)　地域的な共同活動を行うためのその他の資産

|  |
| --- |
| 資　産　の　種　類　及　び　数　量 |
|  |
|  |
|  |
|  |

**参 考 例**

保 有 資 産 目 録

団体の名称　　いずも町内会

令和４年３月31日現在

１．不動産

　所有権を有する不動産

　　ア　建　物

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名　　　称 | 延床面積 | 所　　在　　地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

　　イ　土　地

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 地　　　目 | 面　　積 | 所　　在　　地 |
| 宅　地 | 600㎡ | 出雲市平成町１０番地 |
|  |  |  |
|  |  |  |

２．不動産に関する権利等

　(1)　所有権以外の権原により保有している不動産

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 権　　　原 | 不動産の種類 | 所　　在　　地 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

　(2)　地域的な共同活動を行うためのその他の資産

|  |
| --- |
| 資　産　の　種　類　及　び　数　量 |
|  |
|  |
|  |
|  |

保 有 予 定 資 産 目 録

団体の名称

令和　　年　　月　　日現在

１．不動産

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 不動産  　の種類 | 保有予定不動産の  取得予定時期 | 購入等の相手方 | 保有予定不動産の所在地 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

２．不動産に関する権利等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 資　産　の　種　類 | 権　　原 | 権原取得の予定時期 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

保 有 予 定 資 産 目 録

**参 考 例**

団体の名称　　いずも町内会

令和４年３月31日現在

１．不動産

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 不動産  　の種類 | 保有予定不動産の  取得予定時期 | 購入等の相手方 | 保有予定不動産の所在地 |
| 建　物 | 令和４年5月１日 | 新　築 | 出雲市平成町１０番地 |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

２．不動産に関する権利等

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 資　産　の　種　類 | 権　　原 | 権原取得の予定時期 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

令和　年度事業活動報告書

令和　　年　　月　　日

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 月日 | 事業活動名 | 場　所 | 人数 | 内容その他 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |

いずも町内会

**参 考 例**

　令和元年度事業活動報告書

令和４年３月３１日

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 月日 | 事業活動名 | 場　所 | 人数 | 内容その他 |
| 4/ 3 | ３町内合同花見会 | 出雲桜公園 | 27 | 平成第一・平成第二町内会とのレクリエーション・親睦会 |
| 4/28 | 総会 | 平成公民館 | 12 | 平成7年度事業報告と決算報告、  平成8年度事業計画と予算 |
| 5/ 6 | 出雲桜公園の清掃 | 出雲桜公園 | 16 | 行楽による公園のごみ拾い、ベンチや遊具の拭き掃除　等 |
| 5/30 | ゴミゼロの日活動 | 町内全域 | 12 | 町内の側溝の汚泥除去作業、運搬、処理 |
| 6/12 | 地区ﾊﾞﾚｰﾎﾞｰﾙ大会 | 平成体育館 | 8 | 大会参加　男性２回戦、女性優勝 |
| 8/ 7 | たなばた会 | 北山　宅 | 19 | 大人9人、子供10人、そうめんながし、金魚すくい、花火 |
| 8/14 | 地区盆踊り大会 | 平成中ｸﾞﾗﾝﾄﾞ | 役員10 | 大会参加　会場役員4人　踊り6人 |
| 10/12 | 親子ふれあいの会 | 平成の里 | 19 | 乗用車７台分乗　平成の里ハイキング、家族宝探しゲーム |
| 10/19 | 平成川清掃 | 平成川 | 12 | 年1回の川清掃　汚泥処理、草刈り、  ごみ拾い |
| 11/ 4 | 地区ｿﾌﾄﾎﾞｰﾙ大会 | 出雲桜公園 | 7 | 大会参加　結果：優勝 |
| 12/17 | クリスマス会 | 南山　宅 | 17 | 親子参加　料理各家族持ち寄り、  サンタクロース：町内会長 |
| 1/ 7 | 新年会 | 北山　宅 | 12 | 年始あいさつ会 |
| 1/15 | とんど祭 | 町内沖田圃 | 25 | 準備：若者会　神事：平成神社  午後５時着火 |
| 2/11 | 夫婦料理教室 | 平成公民館 | 16 | 講師：神西周子　テーマ：夫婦の愛情で作る簡単家庭料理 |
| 3/8,9 | 町内親睦旅行 | 庵治温泉 | 15 | マイクロバスレンタル  西条稲荷～瀬戸大橋～庵治温泉 |

証　明　書

令和　　年　　月　　日付けで提出した認可申請書に係る添付書類は、原本と相違ないことを証明します。

令和　　年　　月　　日

地縁による団体の名称及び主たる事務所の

所在地

名　称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏　名

住　所

証　明　書

**参 考 例**

同じ日付にしてください。

令和４年４月１日付けで提出した認可申請書に係る添付書類は、原本と相違ないことを証明します。

令和４年４月１日

認可を受けようとする地縁による団体

の名称及び主たる事務所の所在地

名　称　**いずも町内会**

所在地　**出雲市平成町１番地**

代表者の氏名及び住所

氏　名　**出　雲　太　郎**

住　所　**出雲市平成町１番地**

手書きで！